

1 子どもの未来応援プランにおける進行管理

川崎市子ども・子育て支援事業計画「子どもの未来応援プラン」では、このプランを着実に推進するため、次のとおり定めています。

- ・進行管理は毎年実施
- ・子ども・子育て会議は、施策や見込みの達成状況、成果を評価
- ・評価結果は、ホームページ等を通じて公表
- ・平成29年度を目途に中間評価を実施し、「新たな総合計画」との整合性や、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、内容の見直しを含めたプランの検証を実施

2 「新たな総合計画」との関係

(1) 子どもの未来応援プランと「新たな総合計画」

「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画 骨子」(平成25年度)において、「新たな総合計画」とは連携・調整を図っていくこととしたことから、平成27年度からの「子どもの未来応援プラン」及び平成28年度からの「新たな総合計画」それぞれの策定準備の中で連携・調整により整合を図ってきました。

<子どもの未来応援プランにおけるイメージ図>



(2) 新たな総合計画期間

ア 構成

- 基本構想** 本市が目指す都市像や、まちづくりの基本目標、基本政策を明らかにするものです。
計画期間は平成28年度から30年間程度
- 基本計画** 政策(体系の第2階層)の方向性を位置づけた長期計画
計画期間は平成28年度から概ね10年間
- 実施計画** 財源の裏づけのある中期計画

イ 第1期実施計画素案

「新たな総合計画 素案」(平成27年7月29日公表)の検討を踏まえ、「新たな総合計画」第1期実施計画素案(平成27年11月14日公表)を策定しました。

ウ 第1期実施計画

- ・第1期実施計画は、素案をもとに、平成28年度予算編成作業とあわせて検討を進め、議会における予算の審議、議決を経た上で、平成28年3月中に公表予定です。
- ・計画期間は、平成28年度から29年度までの2か年となっています。
- ・この計画は、基本構想に掲げる5つの基本政策ごとに、基本計画に基づく23の政策の方向性に沿って、計画期間内に取り組む事業内容及び目標、成果指標を示すものです。
- ・「安心して子育てできる環境をつくる」政策における施策のうち、「子育てを社会全体で支える取組の推進」、「質の高い保育・幼児教育の推進」、「子どものすこやかな成長の促進」の成果指標の検討や、「子どもの未来応援プラン」における取り組みに生かすため、地域子育て支援センター、認可保育所・地域型保育事業及びわくわくプラザの利用者に対する調査を実施しました。

<「新たな総合計画」施策体系図 抜粋>

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる	
施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	
施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	
施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	
政策 2-2 未来を担う人材を育成する	
施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	
施策 2-2-4 学校の教育力の向上	
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する	
施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	
施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	

3 「かながわ子どもみらいプラン」(県子ども・子育て支援事業支援計画)との関係

(1) かながわ子どもみらいプラン

- ・新制度は、制度の実施主体である市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」(本市においては「子どもの未来応援プラン」)を定め、計画的に地域の実情に応じた就学前の幼児教育・保育の量の確保と質の向上や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていくものです。
- ・都道府県の役割として、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」により市町村の取組を支援することとなっており、神奈川県は平成27年3月に「かながわ子どもみらいプラン」を策定しました。

(2) 県内における検討状況

市町村と県との連携を図る目的で県・市町村子ども・子育て支援新制度運用会議が設けられています。

その会議において、次のとおり検討状況が示されました。

時期・方法

- ・点検・評価は毎年実施
- ・子ども・子育て会議の審議を踏まえた評価・公表

点検・評価の対象

- ・幼前期の教育・保育の需給計画(量の見込みと確保方策)
- ・地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)
- ・各自治体で定める点検・評価項目

点検・評価の視点

- ・毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況(アウトプット)を中心に実施
- ・計画の中間年及び最終年については、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価を実施

計画の見直し

国の指針の中で「市町村子ども・子育て支援事業計画」は計画の中間年を目安として見直すこととされており、県域の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の見直しや国の施策を踏まえ、必要に応じて「かながわ子どもみらいプラン」の見直しを行います。

点検・評価結果

点検・評価結果については、市町村における子ども・子育て会議等の審議会での審議を経て公表するとともに、公表内容を県へ報告します。

<県及び市町村の公表の流れ> ※具体的な時期は調整中

平成28年度

市町村での平成27年度実績とりまとめ → 市町村子ども・子育て会議 → 市町村公表

→ 県へ報告 → 県子ども・子育て会議 → 県公表

4 「子どもの未来応援プラン」の進捗の考え方

- ・「子どもの未来応援プラン」第5章では、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策を年度ごとに数値で定めており、また、「かながわ子どもみらいプラン」との連携を図ることからも、毎年度、これらの事業を中心に進捗状況の点検・評価を実施します。
- ・「子どもの未来応援プラン」における施策体系別の点検・評価について、「新たな総合計画」実施計画の成果指標及び「かながわ子どもみらいプラン」の点検・評価の検討を踏まえるとともに、中間年及び最終年に市民に対する調査を実施し、プラン全体の点検・評価を行います。

